

社会福祉法人ふたかみ福祉会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ふたかみ福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬および交通費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定では役員とは法人の理事及び監事を言う。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、年額3万円を支給し、別途実費交通費を支給する。ただし実費交通費は個々の役員及び評議員の申請により支給するものとする。

(理事等の報酬)

第4条 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業にあたった場合は、日当1万円と実費交通費を支払うことができる。

(専任役員)

第5条 役員のうち専任役員（理事）とは次のものをいう。

① 理事長

(専任役員報酬および執務)

第6条 上記条項にもとづき、役員報酬は次のようにする。

① 理事長 上限300万円（年額）の範囲とする。

2 専任役員は、原則として法人本部にて執務するものとする。

(監事の報酬)

第7条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、日当1万円と交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員旅費規定に準ずる。

(兼務役員)

第9条 職員を兼務する役員は、施設職員としての報酬を受け取るため、この規定は適用しない。

(変更等)

第10条 この規定は理事会において変更し、評議員会の議決を得なければならない。

附則 この規定は平成24年4月1日から施行する。

この規定は平成26年11月1日から施行する。

この規定は平成28年4月1日から施行する。

この規定は平成29年6月10日より施行する。

この規定は令和元年7月23日から施行する。